◎国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

(平成二八年六月三日法律第五五号)

一、提案理由(平成二八年四月一五日·衆議院地方創生に関する特別委員会)

○石破国務大臣 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律案及び国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

次に、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び 内容の概要を御説明申し上げます。

国家戦略特区では、経済社会の構造改革を推進するため、約五十項目以上の規制改革 を実現するとともに、合計十カ所の特区において、これらを活用した百を超える事業を 実現しております。

成長戦略を着実に実行するためには、この動きをさらに加速することが欠かせません。 本法案は、特区の区域会議や全国の地方自治体、産業界からの提案を踏まえて、国家 戦略特区諮問会議において検討した結果に基づき、平成二十七年度末までの集中取り組 み期間の成果となる新たな規制改革事項を盛り込んだものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、道路運送法の特例として、観光客の交通手段の提供を主たる目的とした自家 用有償旅客運送を、関係者が相互の連携について協議した上で、区域会議の決定により 実施できることといたしております。

第二に、農地法の特例として、農業委員会は、この法律の施行後五年間に限り、農業経営を行おうとする一定の要件を満たす法人に対し、農地の取得を許可することができることとしております。

第三に、障害者の雇用の促進等に関する法律の特例として、障害者雇用率の通算が可能となる組合として、事業協同組合等に加えて、中小企業者を組合員とする有限責任事業組合を追加することとしております。

第四に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例として、薬剤師が、一定の要件を満たす場合に、テレビ電話等を用いて服薬指導を行うことができることとしております。

第五に、外国人観光旅客の来訪を促進するため、民間事業者と連携しつつ、空港または港湾における出入国に際して必要となる手続が迅速かつ効率的に行われるために必要な施策を講ずることといたしております。

第六に、革新的な医療機器の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、臨床研究中核病院における治験等に携わる医療関係者に対する情報の提供等を行うこととしております。

第七に、アニメーション、デザインその他のクールジャパン分野の海外展開等を図る

ため、当該分野の専門的知識及び技能を有する外国人が我が国において就労する機会等を充実するための具体的な方策について、この法律の施行後一年以内を目途として検討を加え、必要な措置を講ずることといたしております。

このほか、課税の特例に係る規定の追加その他の措置を講ずることとしております。 以上が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の 整備に関する法律案及び国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及び内 容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院地方創生に関する特別委員長報告(平成二八年四月二八日)

○山本幸三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方創生に関する特別 委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加するものであります。

本案は、去る四月十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌十五日に石破国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、 二十二日から質疑に入り、二十五日には農林水産委員会との連合審査会を行うなど慎重 に審査を行い、去る二十六日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いた しましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 なお、本案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(平成二八年四月二六日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なき を期すべきである。

- 一 法人農地取得事業の実施に当たっては、この制度が担い手不足や耕作放棄が深刻な 地域の農業の活性化を目的としていることに鑑み、この目的から逸脱した全国展開を 前提としないこと。また、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域 の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。
- 二 株式会社の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。
- 三 株式会社の農地所有を認めた後、目的外使用等を理由に農地等の所有権を特定地方 公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努 め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該地方公共団体の住民 に必要以上の負担とならないよう配慮すること。

- 四 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業については、あくまでバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であり、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。
- 五 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転者に 第二種運転免許の取得者を充てるなど、安全の確保に万全を期すること。併せて、運 転者や乗客が犯罪に巻き込まれないよう、タクシー事業者に準じた対策を講ずること。
- 六 過疎地等において移動手段の確保を図るに当たっては、自家用自動車による有償運送はあくまで特例であることに鑑み、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシー等の活用についても併せて取り組むこと。
- 七 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業は、あくまで非営利を前提に特例として認められる点に鑑み、バス・タクシー等の既存の有償運送事業者で対応可能な場合にはこれを認めないこと。また、事業の実施に当たっては、バス・タクシー等の既存の有償運送事業者との協議を十分に行うべく努めること。さらに、自家用自動車による有償運送が、いわゆる白タク行為となることを防ぐ観点から、事実上の営利事業とならないよう万全の対策を講ずること。
- 八 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に当たっては、薬剤師による服薬 指導が対面を原則としていることに鑑み、あくまで離島や過疎地など、対面での服薬 指導が困難な地域に限定し、これらの地域要件を外した全国展開を前提としないこと。

三、参議院内閣委員長報告(平成二八年五月二七日)

○神本美恵子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における 審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農林水産委員会との連合審査会を行うなど、慎重な審査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、規制緩和と地方創生との関係、企業の農地所有に対する懸念を払拭する方策、自家用有償旅客運送に関する道路運送法の特例の必要性、障害者の雇用の場を拡大するための制度の在り方等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会の風間委員より反対、日本共産党の山下理事より反対、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いた しました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。 以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二八年五月二六日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なき を期すべきである。

- 一 法人農地取得事業の実施に当たっては、この制度の全国展開及び実施期間の延長を 前提としないこと。また、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域 の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。
- 二 株式会社の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。また、近隣農家等の 懸念・不安の払拭に努めること。
- 三 株式会社の農地所有を認めた後、農地の利用状況等について的確に監視するよう地方公共団体を指導するとともに、目的外使用等を理由に農地等の所有権を特定地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該地方公共団体の住民に必要以上の負担とならないよう配慮すること。
- 四 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業については、公共交通であるバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であることから、既存の一般旅客自動車運送事業で対応可能な場合はこれを認めないこと。また、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。
- 五 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転手に 第二種運転免許の取得者を充てるなど、タクシー事業者に準じた安全対策を講ずるこ と。
- 六 自家用有償旅客運送はあくまで特例であることに鑑み、公共交通を維持・発展させるために、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシーの活用についても併せて取り組むこと。
- 七 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に当たっては、離島や過疎地など、 対面での服薬指導が困難な地域に限定し、全国展開を前提としないこと。 右決議する。